2．引当金の明細　（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	460,377,665	415,988,723	32,497,843	427,879,822	415,988,723	注1，注2
賞与引当金	21,021,953	22,069,307	21,021,953	—	22,069,307	
役員賞与引当金	1,352,804	1,235,026	1,352,804	—	1,235,026	
退職給付引当金	354,469,395	15,633,696	8,585,836	—	361,517,255	
役員退職手当引当金	190,219	105,630	—	—	295,849	
計	837,412,036	455,032,382	63,458,436	427,879,822	801,106,160	

（注1）　一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
（注2）　当期減少額のその他は、洗替法による戻入額を計上しております。

3．資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細　（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金					
政府出資金	465,124,590	—	—	465,124,590	
船員保険法第124条の準備金	34,018,888,389	2,912,859,735	—	36,931,748,124	注1
利益剰余金					
当期未処分利益	2,912,859,735	1,634,234,433	2,912,859,735	1,634,234,433	

（注1）　当期増加額は、前期利益処分による繰入額であります。

4．国等からの財源措置等の明細　（単位：円）

区分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘要
		前受交付金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	2,776,986,000	—	2,776,986,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金	6,203,000	—	6,203,000	
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	3,360,000	—	3,360,000	
災害臨時特例補助金（医療保険）	585,868	—	585,868	
災害臨時特例補助金（介護保険）	129,585	—	129,585	
事務費負担金	214,367,000	—	214,367,000	
計	3,001,631,453	—	3,001,631,453	

5．役員及び職員の給与費の明細　（単位：円、人）

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(49,843) 15,620,280	(0) 1	(—) —	(—) —
職員	(35,886,917) 260,003,830	(17) 44	(—) 8,585,836	(—) 2
計	(35,936,760) 275,624,110	(17) 45	(—) 8,585,836	(—) 2

（注1）　役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。
（注2）　職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。
（注3）　支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。
なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。
（注4）　非常勤の役員及び職員は、外数として（　）で記載しております。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成25年９月26日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　博

記

１．⑶㉓ヲ㈠を次のとおり改める。
㈠　実施する期間
平成25年９月27日から同年12月24日までの間の金曜日、土曜日、日曜日、月曜日及び休日並びに平成25年10月15日、平成25年11月５日及び平成25年12月24日。

１．⑶㉓ヲ㈡㈽のうち、「仙台東部道路、仙台北部道路、」を「仙台東部道路、仙台南部道路、仙台北部道路、」に、「米沢南陽道路、主要地方道仙台松島線・一般国道45号（仙台松島道路）及び仙台南部道路の全インターチェンジ。」を「米沢南陽道路及び主要地方道仙台松島線・一般国道45号（仙台松島道路）の全インターチェンジ。」に改める。

１．⑶㉓ヲ㈱に「なお、マイレージ割引におけるポイントの付与は、本割引を適用した後の料金の額50円毎に１ポイントを付与するものとする。」を加える。